平成２６年（フ）第７５５号
千葉市花見川区花見川４番１棟203号
破産者　三浦　正和
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９５号
千葉市中央区都町1278番地126
破産者　山田　博英
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２５号
大阪市中央区内本町１丁目４番15―1202号
破産者　株式会社ＢＳ総合管理
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２６号
大阪市東住吉区駒川４丁目16番７号
破産者　株式会社バスストップ
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９号
福岡県八女市本2669番地の１
破産者　株式会社グランドファーム
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２２４７号
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目８番８号
破産者　株式会社岡部建設
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７号
栃木県真岡市高勢町２丁目298番地11
破産者　神山　信二
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第９２３号
さいたま市浦和区木崎４丁目１番４号
破産者　株式会社ジャパンレジャーアルファー
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７９号
名古屋市名東区香流２丁目908番地
破産者　ハッピードラッグ株式会社
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９４号
大阪府泉大津市清水町８番25号
破産者　有限会社豊島内装
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
兵庫県明石市松が丘５丁目５番22号、住民票上の住所兵庫県明石市朝霧北町3777番地の92
破産者　ＲＩＳＥこと　元澤　光季
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４４０号
岡山市南区西市355番地
破産者　信高　　峯
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５号
鹿児島県薩摩川内市上川内町4945番地２　セントラルヤタテ206号、前住所鹿児島市伊敷台１丁目13番１号
破産者　飯牟禮裕之
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
沖縄県沖縄市久保田３丁目５番３号　セントラルアパート103号室
破産者　有限会社ハウス沖建
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１８４号
沖縄県沖縄市大里１丁目26番10号　コーポ大里305
破産者　スナックさつきこと　根路銘初美
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１７号
沖縄県島尻郡伊平屋村字島尻1982番地15
破産者　有限会社世樹建設
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第６８号
北海道北見市栄町３丁目６番地６
破産者　有限会社エスティー
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
青森市岡造道３丁目18番１号
破産者　有限会社野呂家
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
宮城県石巻市蛇田字新丸井戸30番地８
破産者　株式会社アイテクノサービス
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
群馬県太田市高林南町455番地３
破産者　アラック株式会社
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
東京都立川市富士見町６丁目５番204号
破産者　砂田素珠子
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部